

## 電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (地上型衛星航法補強システム(GBAS)の導入)

### 1 諮問の概要

近年、欧米や東南アジア等の大規模空港では、国際民間航空機関(ICAO:International Civil Aviation Organization)が普及促進する「地上型衛星航法補強システム(GBAS:Ground-Based Augmentation System)」の整備が進行中であり、航空機の着陸誘導において、自由度の高い曲線精密進入が実現されつつある。

我が国では、現在、航空機の滑走路への進入は航空保安無線施設の配置、精度、電波覆域の制約及び地形の影響等から、直線精密進入のみに制限され、柔軟で効率的な経路設定が不可能なところであるが、こうした状況を踏まえ、国土交通省では「将来の航空交通システムに関する長期ビジョン(CARATS)」の中で、2020年度にGBAS初号機の運用開始を目指すこととしており、その後、順次主要空港へのGBASの導入展開の検討が進められている。

このため、我が国におけるGBASの早期導入を図るため、平成30年9月に情報通信審議会において、「地上型衛星航法補強システム(GBAS)の技術的条件」が取りまとめられたところである。

本件は、当該情報通信審議会からの答申内容に基づき、GBASの実用化に向けて、必要となる関係省令等の規定の整備を行うものである。

### 2 変更概要

#### (1) 電波法施行規則関係

- GBASの定義及び周波数の規定の整備【第2条、第13条及び別表第二の三】

#### (2) 無線局免許手続規則関係

- 航空機局の無線局免許申請様式の見直し【別表第二の二第7】

#### (3) 無線設備規則関係

- GBASの無線設備に係る技術基準の規定の整備【第45条の12の8の2、別表第一号から別表第三号まで及び別図第十四号の二】

### 3 施行期日

平成31年3月11日